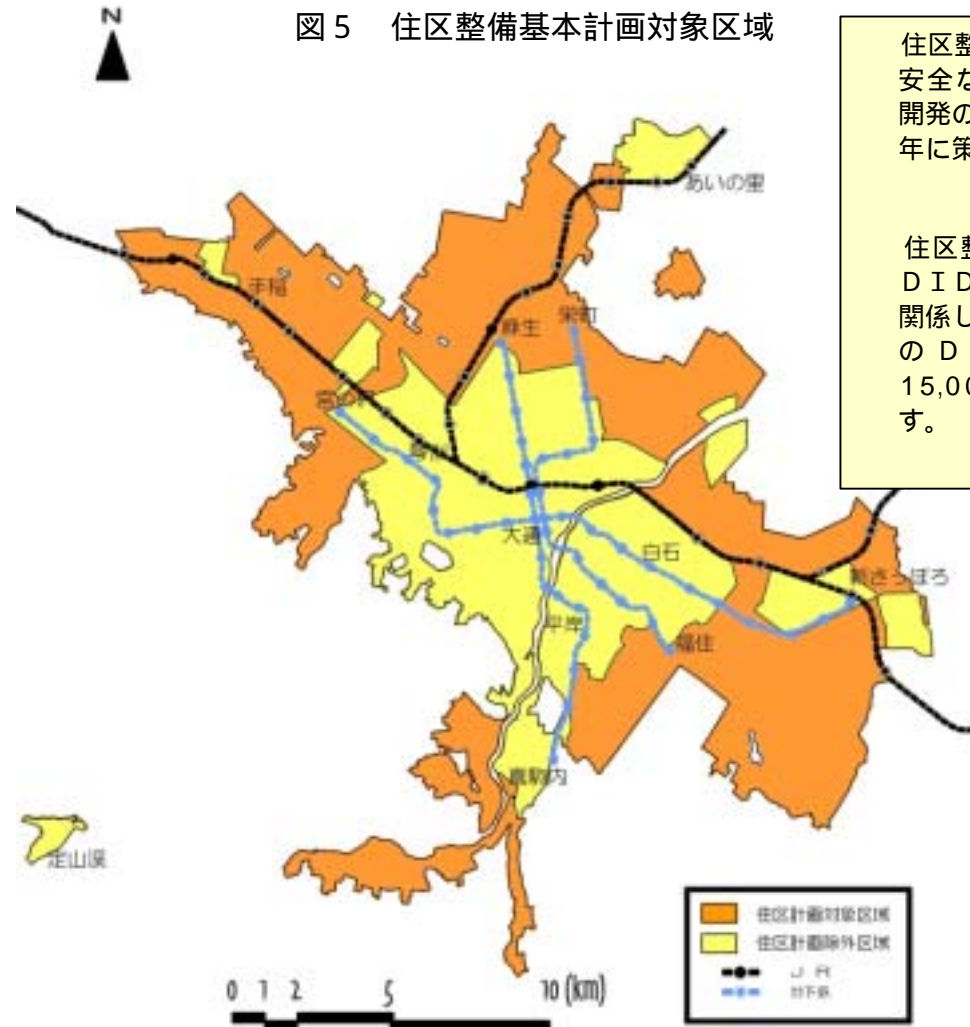




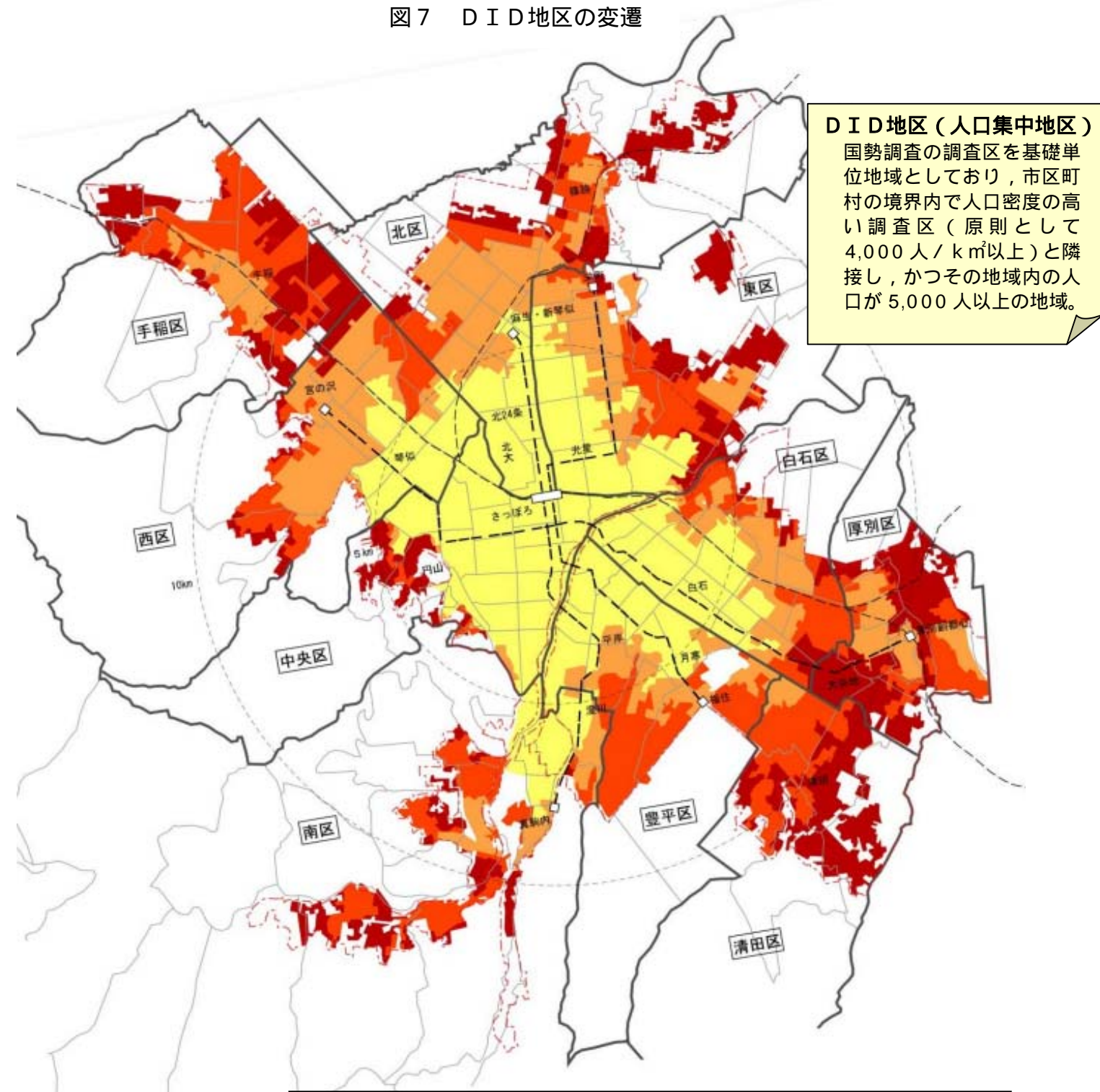
図5 住区整備基本計画対象区域



住区整備基本計画は、より快適で安全な生活圏の形成と秩序ある開発の誘導を図るため、昭和48年に策定した計画です。

住区整備基本計画の対象区域はD I D地区(図7参照)と密接に関係しており、概ね当計画策定時のD I D地区を除いた約15,000haを対象としています。

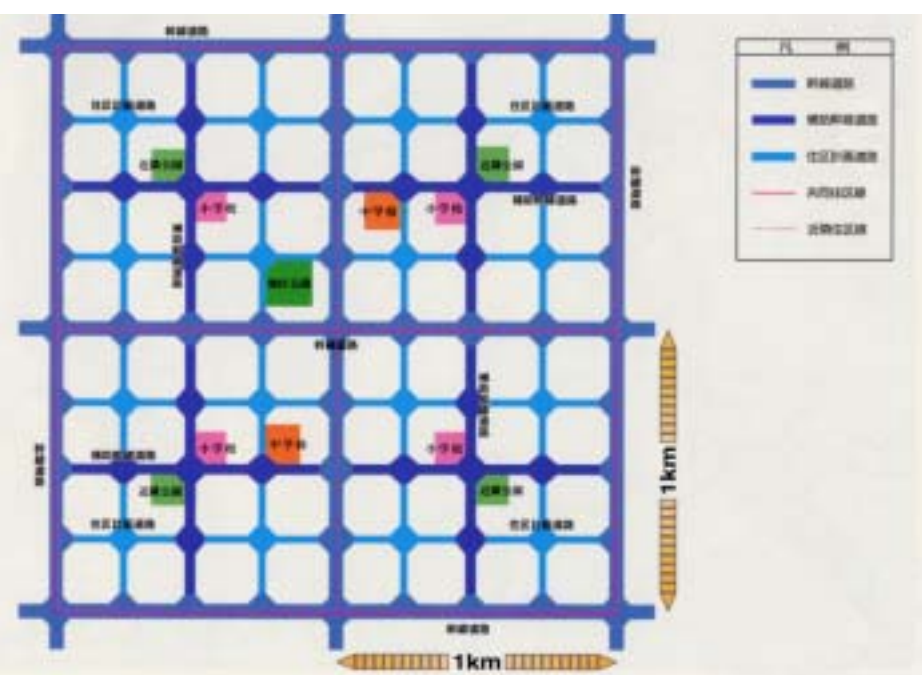
図7 D I D地区の変遷



**D I D地区(人口集中地区)**  
 国勢調査の調査区を基礎単位地域としており、市区町村の境界内で人口密度の高い調査区(原則として4,000人/km<sup>2</sup>以上)と隣接し、かつその地域内の人口が5,000人以上の地域。

- 昭和40年10月1日現在のD I D地区 (6,970ha)
- 昭和40年~昭和50年に増加したD I D地区 (5,290ha)
- 昭和50年~昭和60年に増加したD I D地区 (5,430ha)
- 昭和60年~平成7年に増加したD I D地区 (4,260ha)

図6 住区整備基本計画の基本パターン図



住区計画では、住んでいる人々が徒歩で行動できる範囲をひとつの住区としてとらえ、各住区内に道路、学校、公園を適正に配置することをめざしています。

道路、学校、公園それぞれの施設の住区計画に対する実際の整備状況は以下の通りです。(平成14年1月時点)

- 道路...585/716km (約82%)
- 学校...174/208校 (約84%)
- 公園...114/140箇所 (約81%)

資料 都市局市街地整備部地域計画課

資料 企画調整局企画部企画調査課